

平成 27 年 12 月 24 日

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 稲 垣 総 一 郎 様

特定個人情報保護評価部会
部会長 多 賀 谷 一 照

特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について（報告）

当部会にて、調査審議した結果、下記のとおり報告します。

記

1 審議事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 27 条第 1 項に基づく住民記録システム（住民基本台帳に関する事務）の特定個人情報保護評価について

2 調査審議の内容

- （1）上記システムに係る全項目評価書（案）を確認した。
- （2）部会での意見と意見に対する主な対応状況は、別紙のとおり。

3 部会の意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

4 審議経過

- （1）平成 27 年 10 月 5 日 第 6 回部会
- （2）平成 27 年 11 月 10 日 第 7 回部会

部会での意見と意見に対する主な対応状況について

NO.	部会での意見	対応状況
1	<p>住民基本台帳システム開発保守サービス契約の再委託の必要性について</p> <p>現在、再委託をしている再委託先について、その必要性等について確認すること。</p>	<p>対応済み</p> <p>再委託に当たっては、以下を条件に承諾していることを確認した。</p> <p>(1)個人情報の取扱について再委託先に対しても、本契約と同等の内容を契約書に明記し遵守させること。</p> <p>(2)この契約による業務で収集した個人情報をさらに委託すること(再々委託)を禁止すること。</p> <p>なお、契約書中の個人情報取扱特記事項を確認したところ、個人情報保護条例に規定する罰則規定の周知がなされていなかったため、改善された。</p>
2	<p>評価書の書式等について</p> <p>全項目評価に係る特定個人情報保護評価を行う手続きとして市民等からの意見聴取が定められているが、市民等から見た場合、評価書上の用語等の使用方法などが理解しがたい表現となっているので、何らかの工夫をしてほしい。</p>	<p>対応済み</p> <p>市民からの意見を募集する特定個人情報保護評価のホームページに、マイナンバー制度や千葉市特定個人情報保護評価部会等の議事録等に加え、評価書上わかりづらいと考えられる用語の説明を表示することとしたことを確認した。</p>